お客さま各位

加茂信用金庫

信金ギャランティ株式会社保証付カードローン契約規定等改定について

平素より、当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では令和5年2月10日(金)より、信金ギャランティ株式会社保証付カードローン「しんきんきゃっする」のご融資対象年齢及び契約規定等を改定いたします。

なお、改定後の規定は改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されま すので、予めご了承下さい。

記

1. 改定日

令和5年2月10日(金)

- 2. 改定を行う契約規定等
  - (1) カードローン契約規定【新旧対照表①~③】
  - (2) 利用申込書兼カードローン契約書兼保証委託申込書兼保証委託契約書 【新旧対照表④】
  - (3) 保証委託約款【新旧対照表⑤】
  - (4) 信用金庫および保証会社に対する個人情報に関する同意条項【新旧対照表⑥~⑧】
- 2. 主な改定事項
  - (1) 新規貸越期限の変更
  - (2) 新規貸越停止条件の変更
  - (3) 期限の利益喪失条件の変更
  - (4) 信用情報機関への登録・利用の変更

以上

## カードローン契約規定 新旧対照表①

	新	旧
カードローン 契約規定	第2条 (新規貸越期限)	第2条 新規貸越期限)
) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	3. 新規貸越期限は、借主の満 70 歳の誕生日の属する月末までとし、この期限の延長は行われないことをあらかじめ同意します。その後の取扱いは、前項の当事者の一方から期限を延長しない旨の申出がなされた場合と同様とします。	3. 新規貸越期限は、借主の満 66 歳の誕生日の属する月末までとし、この期限の延長は行われないことをあらかじめ同意します。その後の取扱いは、前項の当事者の一方から期限を延長しない旨の申出がなされた場合と同様とします。
	第4条 (新規貸越の停止)	第4条 (新規貸越の停止)
	④借主が死亡したとき。	新設
	第 10 条 (期限前の全額返済義務)	第 10 条(期限前の全額返済義務)
	<u>削除</u>	<u>⑥借主に相続の開始があったとき。</u>

# 利用申込書兼カードローン契約書兼保証委託申込書兼保証委託契約書 新旧対照表②

		 新	旧				
利用申込書兼力	顧客記入欄		顧客記入欄				
ードローン契約	新規貸越期限	満70歳の誕生日の属する月末ま	で	新規貸越期限	満 66 歳の誕生日の属する月末まで		
書兼保証委託申 込書兼保証委託							
契約書							

## 保証委託約款 新旧対照表③

# 【信用金庫および保証会社に対する個人情報に関する同意条項】 新旧対照表④

新	旧
第3条 (信用情報機関への登録・利用)	第3条 (信用情報機関への登録・利用)
契約者は、金庫または保証会社が加盟する信用情報機関	契約者は、金庫または保証会社が加盟する信用情報機関
(以下、「加盟先機関」という。)および加盟先機関と提携す	(以下、「加盟先機関」という。)および加盟先機関と提携す
る信用情報機関(以下、「提携先機関」という。)に契約者	る信用情報機関(以下、「提携先機関」という。)に契約者
の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契	の個人情報(当該各機関の加盟会員によって登録される契
約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登	約内容、返済状況等の情報のほか、当該各機関によって登
録される破産等の官報情報等を含む。)が登録されている	録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む。)が登録
場合には、金庫および保証会社がそれを与信取引上の判断	されている場合には、金庫および保証会社がそれを与信取
(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、信用金庫法	引上の判断(返済能力または転居先の調査をいう。ただし、
施行規則第110条等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査のみの目的に限る。転居先の調査は	信用金庫法施行規則第110条等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査のみの目的に限る。転居
全国銀行個人信用情報センターに限る。以下同じ。)のた	先の調査は全国銀行個人信用情報センターに限る。以下同
対に利用することに同意します。	じ。)のために利用することに同意します。

# 【信用金庫および保証会社に対する個人情報に関する同意条項】 新旧対照表⑤

新					旧				
	登録期間			П		登録期間			
登録情報	全国銀行個人信用 情報センター	株式会社日本信 用情報機構	株式会社シー・アイ・シー		登録情報	全国銀行個人信用 情報センター	株式会社日本信 用情報機構	株式会社シー・アイ・シー	
氏名、生年月日、 性別、住所(全国 銀行個人信用情報 センターのみ本人 への郵便不着の 無等を含む。)、 話番号、勤務先等 の本人情報	- 1 114 111	以下の情報のいず れかが登録されて いる期間	以下の情報のいずれかが登録 されている期間		氏名、生年月日、 性別、住所 (全国 銀行個人信用情報 センターのみ本人 への郵便不着の 無等を含む。)、 話番号、勤務先等 の本人情報	以下の情報のいすれ かが登録されている mpm	以下の情報のいず れかが登録されて いる期間	以下の情報のいずれかが登録 されている期間	
契約内容的人類の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の大型の	本契約終了日(完済していない場合は完済	契約終了後5年以 内	契約期間中および契約終了 後5年以内(債務の返済を延 滞した事実に係る情報は契 約期間中および契約終了後 5年間)			本契約期間甲および 本契約終了日(完済していない場合は完済	契約終了後5年以 内	契約期間中および契約終了 後5年以内(債務の返済を延 滞した事実に係る情報は契 約期間中および契約終了後 5年間)	
取引事実(債権回 収、債務整理、保 証履行、強制解約、 破産申立、債権譲 渡など)に関する 情報	-	契約継続中および 契約終了後5年以内 (債権譲渡の事実に 係る情報は発生日 から1年以内)			取引事実(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡など)に関する情報	_	契約継続中および 契約終了後5年以内 (債権譲渡の事実に 係る情報は発生日 から1年以内)		
加盟する信用情報 機関を利用した日 および本契約また はその申込の内容 等	当該利用日から1年 を超えない期間	当該照会日から6 ヵ月以内	当該照会日から6ヵ月間		加盟する信用情報 機関を利用した日 および本契約また はその申込の内容 等	当該利用日から1年 を超えない期間	当該照会日から6 カ月以内	当該照会日から6ヵ月間	
削除	<u>削除</u>	_	_		不渡情報	第1回目不渡は不渡 発生日から6ヶ月を 超えない期間、取引 停止処分は取引停止 処分日から5年を超 えない期間		_	
官報情報	破産手続開始決定等 を受けた日から <mark>7年</mark> を 超えない期間					破産手続開始決定等 を受けた日から <u>10年</u> を超えない期間			

# 【信用金庫および保証会社に対する個人情報に関する同意条項】 新旧対照表⑥

新				旧				
	登録期間				登録期間			
登録情報	全国銀行個人信用 情報センター	株式会社日本信 用情報機構	株式会社シー・アイ・シー	登録情報	全国銀行個人信用 情報センター	株式会社日本信 用情報機構	株式会社シー・アイ・シー	
登録情報に関する 苦情を受け、調査 中である旨	当該調査中の期間		当該調査中の期間	登録情報に関する 苦情を受け、調査 中である旨			当該調査中の期間	
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自 粛等の本人申告情 報	个人から甲音のめつ	登録日から5年以内	登録日から5年以内	本人確認資料の紛失・盗難、貸付自 粛等の本人申告情 報	本人から甲吉のめつ た口かと ♥ 年も切られ	登録日から5年以 内	登録日から5年以内	